

令和7年度第5回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議

1 開催日時 令和7年12月22日（月） 午前10時開会

2 開催場所 市役所中庁舎4階第二委員会室

3 出席委員

委員長	中島 緑	委 員	根本 佳子
副委員長	千葉 みゆき	委 員	武井 千尋
委 員	星野 ひろみ	委 員	大熊 賢滋
委 員	石井 啓	委 員	福原 道子
委 員	大久保 和佳奈	委 員	重松 孝典
委 員	千葉 香織	委 員	泉水 弘幸

4 欠席委員

委 員	加藤木 好美	委 員	神崎 保
委 員	浅野 友維	委 員	杉谷 乃百合
委 員	大川 洋子	委 員	和田 舞子
委 員	横田 一美	委 員	東 雅弓

5 出席職員

市民子育て部部長	加藤 寿起
子育て支援課長	若月 義治
子育て支援課副課長（子育て環境推進班長）	鈴木 亮満
子育て支援課副課長（こども給付班長）	須藤 浩二
子育て支援課こども家庭センター 主幹	牧野 恵美
子育て支援課こども家庭センター 上席社会福祉士	阿部 勝広
子育て環境推進班 主査	増田 一輝
子育て環境推進班 主任主事	八隅 翔慎
保育幼稚園課長	勝畠 孝光
保育幼稚園課施設管理班長	芦田 敏宏
健康推進課すこやか親子班長	今井 恵
学校教育課副参事（指導班長）	南 啓介
学校教育課副課長（学事保健班長）	薩摩 智一

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

7 議題

- (1) 袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）計画変更（案）について
- (2) 袖ヶ浦市こども計画の素案について
- (3) その他

8 議事

1 開 会

2 委嘱状交付

※委員長より挨拶

3 委員長挨拶

※委員長より挨拶

4 議題

5 その他

6 閉 会

議題（1）袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）計画変更（案）

中島議長

それでは、議題（1）袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）計画変更（案）について、事務局より説明をお願いします。

※事務局から資料により説明

中島議長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、ご質問やご意見はございますか。

【 質疑・応答 】

重松委員

令和8年4月からスタートとのことですですが、全ての保育所に対して乳児等通園支援事業の実施をお願いしていくのでしょうか。

事務局

まず、ご説明した量の見込み9人分の確保が必要と考えておりますが、全ての保育所で実施されるということではありません。

今年の7月に市内の教育・保育事業者向けに説明会を行い、事業の実施意向を確認したところ、いくつかの事業所から実施意向がある、興味があるというご回答をいただきました。

認可の基準に係る条例が先日の市議会で議決され、この後、具体的に認可申請に進めていくことになりますが、実施体制を整えられるという事業者から申請いただくことになります。併せて、公立保育所での実施も検討していくという形になります。

重松委員

全ての事業者が提供するわけではないとのことですが、どの程度の割合の事業者が実施する意向でしょうか。

事務局

現状、興味を示されている事業者は複数ありますが、いくつの事業者が実際に認可申請を行うかは未定であり、割合としてお示しすることがまだ難しい状況です。

なお、令和8年4月から新規開設予定の小規模保育事業所におきまして、乳児等通園支援事業を実施する体制を整えてもらうということで準備が進められているところです。

中島議長

ありがとうございます。今後の見通しについてですが、次回会議の開催予定がある来年2月末ぐらいであれば、受入施設は決まっているのでしょうか。

事務局

今回の会議の中で、乳児等通園支援事業の認可及び利用定員について、皆様のご意見をお聴きする予定です。その段階では、私立保育園等の実施見通しをご説明できると考えております。

なお、実施意向があったとしても、令和8年4月に必ず始めなければいけないというわけではなく、事業所によっては7月や10月など、状況が整った段階でのスタートもあり得ます。

令和8年度については、利用者が徐々に増えていく中で、事業者も徐々に整っていくという可能性もございます。

武井委員

0歳6ヶ月から利用可能となりますが、人見知りなどがあって、通ってきても泣きっぱなしといった状況も心配されます。それに関して、先行事業所で月平均7時間という説明がありましたが、これは1日何時間くらい利用されているか、また、どういった方が利用しているのかというの分かれますか。

事務局

まず、1日の利用時間については、事業所側の考え方にもよってくる部分があります。

具体的には、「定期利用」と「柔軟利用」という形があり、受け入れる側としては、定期的に来てもらうほうが、子どもの状況を把握しやすいのではないかと思います。

定期利用であれば、利用可能枠10時間の中で例えば毎週2時間ずつといった形で利用しているケースが多いものと認識しています。

柔軟利用の場合には、随時での利用になりますので、その事業所の設定した時間の範囲で受入れを行っていくことになります。

人見知りで泣いてしまうという点については、施設への慣れという部分になると思いますが、国も「親子通園」を推奨しております。長期的に続くことは望ましくないとされていますが、利用開始当初の段階では、親子での通園によって慣らしていくという対応もありますので、ご承知おきいただければと思います。

最後に、どういった方が利用しているのかという点ですが、まず、保育所等に入所しているこどもは対象外になりますので、この事業を利用する保護者の方は、一定の保育力があることが想定されます。

その上で、今まで一時預かり事業も含めて、保護者の必要に応じて利用するということがありました。乳児等通園支援事業では、保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、こどもの育ちを応援するものとなります。例えば、定期利用によって同年代のお友達ができる可能性もあるでしょうし、こどもの目線からの利用の仕方ということもあると思います。

中島議長

ありがとうございます。対象児童の年齢が人見知りの時期と重なりますし、アレルギーの子も多いので、受け入れる側の先生方はとても大変だと思います。その辺り、慎重に進めていただく必要があるものと思います。

中島議長

他にご意見ご質問ありますでしょうか。

それでは、他に質問ご意見がないようですので議題（1）袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）計画変更（案）についての議題を終了いたします。

議題（2）袖ヶ浦市こども計画の素案について

中島議長

続きまして議題（2）袖ヶ浦市こども計画の素案について事務局より説明をお願いします。

※事務局から資料により説明

中島議長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、ご質問やご意見はございますか。

【 質疑・応答 】

石井委員

前回の会議でもお伝えしましたが、この計画において、もちろん「障がい児の支援」という言葉は出ていますが、障がいとして認定される前のグレーゾーン、あるいは発達に心配があるといったお子さん、その辺りの境目、谷間に落ち込んでしまうようなお子さん、その親御さんへの支援が計画の中に入れ込まれていないという感じであります。

そういう親御さんの立場でこの計画を見ると、自分はどこに入るのだろうというのが非常に心配になる、分かりづらいというところがあるように思います。

こども大綱を勘案して計画を立てられているということで、こども大綱の方も見直しましたが、その中に「障害児施策の充実」という項目があり、同じような形でこの素案でも位置づけられておりますが、こども大綱の中には「インクルーシブの推進」という言葉が出てきます。

しかし、市の計画には、どこにもインクルーシブという言葉がなく、そのインクルーシブという言葉の中に、グレーゾーンのお子さんも含めた、とにかく全てのお子さんを取りこぼさないということが明確に表現されているように思うところです。

その辺りが、少し書きぶりとして不足するのではないかと思いました。

中島議長

石井委員、ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。

前回もご指摘いただいたところですが、事務局の方、改めていかがでしょうか。

自分の専門は幼児教育ですので、特に幼児期にお子さんの障害などが見え始めたとこ

ろで、親の受け入れというのはやはり非常に難しいところだと思います。

お子さんの障がいに向き合うというのは、「他の子と比べる必要はないですよ」と言われても、親御さんの気持ちがすごく揺れるところで、「うちの子のこと、こういうふうに言われた」など、園の先生とトラブルになってしまったりもします。

全ての子どもを対象にとは言いますけれど、家庭環境も恵まれて、手当や支援が必要ないというお子さんも中にはいらっしゃるわけですが、やはり手当や支援が必要な方に向けて考えていく必要があると、委員のお話を伺いながら感じました。

事務局

この計画におきましても「インクルーシブ」という点について全く考えてないということではありませんが、現在の表現では弱いのではないか、そういうものが含まれていないのではないかというご指摘だと思います。

113ページに「障がい児支援、医療的ケア児等への支援」という施策を設けております。この中に、明確な事業、取組として位置づけるということは、すぐには難しいところですが、こちらの文章の中に、そうした考えを含めて修正をしていく方向で考えてまいります。

石井委員

ぜひお願いしたいと思います。

事業としましても、実際に市でも「保育所等訪問事業」を実施しておりますし、市内の児童発達支援センターにおいて実施している「療育支援事業」などは、そういったインクルーシブの推進に資する事業であると思います。児童発達支援のガイドラインなどにも載せられている機能としてありますので、その辺りも目配りして記載していただければと思います。

事務局

ありがとうございます。補足的にご説明させていただければと思います。

この計画の素案ですが、本日、皆様からご意見をいただくとともに、並行して府内でも検討しておりますので、そうした意見を踏まえて修正を行ったうえで、年明けにパブリックコメントを実施してまいります。

また、これまでの計画については、いわゆるP D C Aサイクルを基本とする中で、最初に位置づけた内容をどのように管理していくかについて視点が置かれがちになっておりましたが、今回の計画については少し考え方を変えていくものと思っています。

先ほどご説明しました111ページ、「子ども若者のライフステージを通した施策分野」の中の「①子どもの権利に関する理解促進」、ここがこの計画の一番重要な部分だというふうに考えており、事業・取組のNo.1～3は全て今回新たに加えたものとなっています。

ただし、啓発の仕方、機運の醸成の仕方などについて、若干は内容に記載しておりますけれども、計画を推進する中で、No.3の子ども・若者からの意見を聴きながら、その都度その都度考えながら進めていくことを考えております。

こうした考え方の中で、先ほど石井委員からもご意見いただきました内容につきましては、計画期間中も様々なご意見をいただきながら、できることを進めていくということを考えていきたいと思います。

令和8年度には、子育て支援課の中の「こども家庭センター」が、一つの課として独立する予定ですので、発達支援の関係なども今後こども家庭センターの中で検討していくこともあります。常にこの計画は進化していくものだというふうにご理解いただければと思い

ます。

石井委員

固定的ではなくて、可塑性のある計画だということで安心しました。

であれば、なおさら取り組みの方向性の中に、本当に全てのこどもを取りこぼさないということを改めて確認する意味でも、インクルーシブという言葉などをきちんと含めていただきたいたいと思います。

大熊委員

34ページの「若年無業者数の推移」の表ですが、令和2年の15歳から19歳の数値が19万人ということで急増しています。その次の年から落ち着いているわけですが、何か基準が変わったのでしょうか。

事務局

こちらは国の資料ですので、推測の域になりますが、コロナ禍の影響が出ているものと思います。

大熊委員

次に、61ページの「学校の授業がわからないことの有無」で、特に中学生で「教科によつてはわからないことがある」と「わからないことが多い」、「ほとんどわからない」を合わせると46%ほどの生徒が、授業の理解度があまり芳しくない状況にあります。

この点に関して、何か取組が盛り込まれているのか伺います。

事務局

学校教育課です。この計画においてということではありませんが、子どもたちの「授業がわからない」という声に対する授業改善の方策については、教員への研修の実施や、あるいは子どもたちの声を聞きながら授業にフィードバックするような取組を様々行っております。

こうした取組を継続して、子どもたちの理解を高めるということを常に目標として持ちながら取り組んでまいります。

具体的には、例えば「基礎学力向上支援教員」を配置するなど、他市にないような個別の学習の支援をするようなスタッフを導入しているところです。

中島議長

私からも一つお伺いします。

子ども・若者などからのアンケート結果として、56ページにおいていじめに関する困りごとが見受けられます。それぐらいの時期にはすごく深刻な問題かなと思いますが、115ページのNo.34の取組として「命の大切さについての教育」が位置づけられており、道徳科をはじめ、学校教育全般において命の大切さに関する教育を行います、とあります。

様々な場面で命の大切さについて、事例を挙げて教育されていると思いますが、個人的に命の大切さを伝えるだけではなく、自分の負の部分、人間としての本能・習性をきちんと子どもに分かってほしいと考えています。

まず人という生き物は、これぐらいの年齢になると凝集といって、集まりたいという本能が高まり、そうではない人を排除したいという本能もあります。だからこそ、そういう気持ちにな

ることは、もしかしたら自然なことかもしれないけれども、排除する、仲間はずれにするということを行動に起こして、人のことを尊重しないというのは、すごく愚かなことなのだとということをきちんと伝え、理解してもらいたいと思います。

「仲間はずれにしてはいけない」といった、きれいごとだけを伝えていくのではなくて、人間の心の動きとしてそういう面があるから、それを律しながら生きていく必要があるということを、全ての子どもが受けられる公教育の段階で、自分たちの負の部分にも向き合った教育ができればと思っています。

逆に言えば、そういう人の動きにもすごく敏感になる時期でもあるから、すごく周りのことが気になると思います。そういう時期なのだということを自覚するというのは非常に大事だと思いますので、意見としてお伝えさせていただきました。

事務局

学校教育課です。道徳科も最近はいわゆる子どもたちに考えさせるような内容に変わってきております。特にモラルのジレンマといいますか、Aだけが正しいことではなく、もしかしたらBもあり得るけれど、あなたは最終的にどれを選びますかというようなことを考えさせるような形です。

委員長がおっしゃったような、その葛藤の中でどういう選択肢を選ぶことが社会に生きていくうえで大事かといったことを考えさせることが、道徳科の流れとしては進められております。

ご指摘いただいたもう一つは、心理教育的といいますか、子どもの心がどう動くのかということを子ども自身が俯瞰で見られるようなことも大切だということかと思います。

各学校にスクールカウンセラーもありますので、そういう専門的な知見を教員もまた学びながら、子どもたちにいろんな面で還元していくような取り組みですとか、学校教育全般において考えております。

学校では様々なトラブルが起ります。その都度その都度が、子どもたちにとって学びの場というふうにも捉えており、その都度どうすればよかつたというようなことを教員が一人ひとり振り返りながら学ばせていく、そのようなことを営みとしてやっているところです。

ご指摘のとおり、こういったところに力を入れながら引き続きやっていきたいと思います。

千葉副委員長

124ページの「子育て支援アプリの活用」についてですが、これは「そでふあむ」のことでおろしいでしょうか。児童委員の会議の時に話題として出まして、今現在活用されているのでしょうか。

健康診断の予約をするといった話を聴きましたが、予約が取りづらいといった意見もありまして、現状を教えていただきたいと思います。

事務局

健康推進課です。子育て支援アプリは、「そでふあむ」のことになります。

昨年の9月から導入しております、まず市からの情報発信ツールとして、お母様、妊婦さん、小さいお子さんをお持ちの方が利用できるアプリという形で使っていただいています。

子どもの健康診断や予防接種を記録できるようになっております。

本年の1、2月からは、少し内容を増やしております、先ほどおっしゃられた健康診断の

予約ですか、アプリから問診票を入力していただくことができるようになりました。

市の母子保健事業は、基本的にアプリを通じて予約や入力をしていただく形に変わってきました。

まだ、この近隣の市町村ではそうした機能拡大はされておりませんので、本市は早めに始めさせていただいているDXの部分だと思っております。

ご予約が取りにくいという点についてですが、コロナ禍以降、健康診断を予約制としています。従って、アプリの使い方というよりは、人気のある時間帯や曜日に、定員よりも多くの申込があり、予約がとりにくいということかと思います。

健康診断は受診する適正な年齢がございますので、多くの方を受け入れられるように調整、配慮をしておりますが、お仕事している方なども多くいらっしゃる中で、全ての方がご希望の時間帯で受診できるということは現在のところ難しいと考えております。

なお、アプリの方からご予約いただくと、リマインドという形で前日にお知らせする機能もありますし、問診票などの記録も手元に残りますので、アプリの使用をお勧めしていますが、お電話でのお申し込みを承っているなど、必ずアプリでなければいけないということはございませんので、ご承知おきください。

中島議長

他にご意見ご質問ありますでしょうか。

それでは、質問ご意見がないようですので、議題（2）袖ヶ浦市こども計画の素案についてを終了いたします。

本日は皆様の貴重なご意見をいただきましてどうもありがとうございました。

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので進行を事務局の方にお返しいたします。

事務局

議題の方が全て終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしましたので以上をもちまして令和7年度第5回袖ヶ浦子ども・子育て支援会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会